

国民健康保険加入の皆さんへ！

簡易申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯の中に1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなります。

国保世帯の世帯主（本人自身が国保に加入していない場合も同様）と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額（1人ひとりにかかる額）と平等割額（世帯毎にかかる額）が軽減される制度がありますので、次のような方は簡易申告をしてください。

- ①平成18年中に収入のなかった方（17年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含まれます）
- ②平成18年中に障害・遺族年金を受給していた方（ただし、厚生年金・国民年金などを支給されている方の申告は不要です）
- ③平成18年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など

受付場所 本庁1階国保年金課
保険税グループ窓口 9番・各総合支所市民生活課
 ※すでに税務署や市役所で申告

を済ませている方は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①②③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

問 国保年金課（内線249・274・275）・各総合支所市民生活課

国民年金保険料の免除制度

国民年金加入者（学生を除く）で所得が少ない、失業などの経済的な理由で保険料を納めることが困難な方は、申請で社会保険庁の承認を受けることにより、保険料が免除（全額・半額・3/4・1/4・納付猶予）される制度があります。

問 国保年金課（内線 256・257）

乳幼児医療費受給者証の更新

現在使用中の受給者証は、10月1日から使用できなくなりますが、7月中旬に更新の申請書を配布しますので、必要事項を記入の上、申請してください。

登録（更新）の対象になる方

市内に住所を有する、平成13年4月2日以降に生まれた乳幼児の保護者。（生活保護を受けている方は、手続きの必要はありません）

持参するもの

- ・登録（更新）申請書
- ・印かん（ゴム印を除く）
- ・健康保険証（乳幼児の名前が入ったもの）
- ・現在お使いの受給者証（持っている方のみ）

※平成19年1月1日現在、石巻市に住所を有していない保護者の方は、前住所地からの所得証明（平成19年度分）または源泉徴収票（平成18年分）が必要です。

問 国保年金課（内線474）・各総合支所市民生活課



認定証の有効期限は7月31日までです！ 更新は8月1日からです

■国民健康保険限度額適用認定証

70歳未満の方が入院したとき、「限度額適用認定証」（70歳以上で市民税非課税の世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関に提示することで、入院時の医療費の減額などが受けられます。

現在、認定証をお持ちの方は有効期限が7月31日（火）です。更新には手続きが必要になります。

【持参するもの】

- ・印かん（ゴム印を除く）
- ・健康保険証
- ・入院日数のわかる領収書など（市民税非課税世帯で90日以上入院の場合のみ）

※「限度額適用認定証」は、国税の滞納がない世帯が対象となります。

■老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

老人保健をお使いの方で、世帯全員が市民税非課税の場合、入院時の食事代の減額などを受けられるときには認定証が必要です。

現在、認定証をお持ちの方は有効期限が7月31日（火）です。更新には手続きが必要になります。

【持参するもの】

- ・印かん（ゴム印を除く）
- ・老人保健医療受給者証
- ・健康保険証
- ・入院日数のわかる領収書など（市民税非課税世帯で90日以上入院の場合のみ）

認定証の交付・更新には、申請が必要です。入院が決まったら、入院前に手続きをしましょう！

問 国保年金課（内線 471・472・474）・各総合支所市民生活課

8月から 子育て応援カード事業 がスタート！

市では、平成19年8月1日(水)からの新規事業として「子育て応援カード事業」を開始します。この事業は、18歳未満の子どもを3人以上養育する保護者に「子育て応援カード」を交付し、市内の協賛店から割引サービスを提供していただき、子育て中の家庭の経済負担を少しでも軽減しようとするものです。また、店舗の協力を得ることにより、地域全体で子育て支援の意識の醸成を図るものです。

●交付対象者

市内に住所があり、18歳未満の子3人以上を養育する保護者が対象です。また第3子誕生や、転入などで新たに対象となる方も対象要件を満たした時点で申請できます。

対象者(6月1日現在)については、申請書用紙を送付していますので必要事項を記入の上、**7月6日(金)まで**提出願います。

申請書がまだ届かない場合は、お問い合わせください。

※提出が遅れた場合は、事業開始前にカードが届きませんのでご了承願います。

●申請書提出先

市民課、子ども家庭課、各総合支所、各支所の窓口

●サービスの内容

カードを提示することによって、子3人を養育する保護者は10%以上、子4人を養育する保護者は15%以上、子5人以上を養育する保護者は20%以上をそれぞれ協賛店が商品などを割引サービスします。

※協賛店によっては、割引適用除外品もありますので、利用の際は協賛店にてご確認ください。

●サービスの開始日

平成19年8月1日(水)から協賛店の各店舗で、サービスが受けられます。(協賛店には目印として、オリジナルシールが店頭に貼付されています)

サービスを受ける際は、必ずカードの提示をお願いします。(協賛店によっては身分証明書の提示が必要なところも

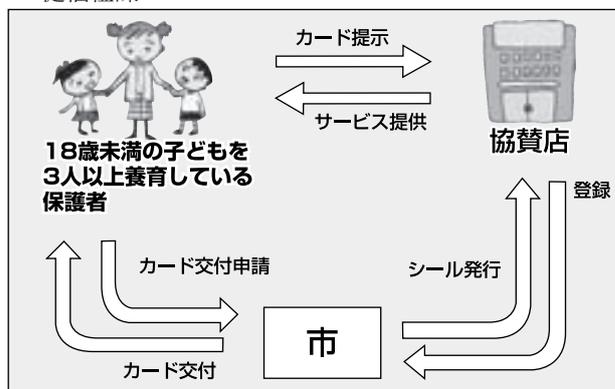
あります)

●カードの有効期間

今年度は事業の実施される日から平成20年3月31日までとし、それ以降は4月1日から翌年3月31日までとします。

カードは、最初の子が18歳となった年度の3月31日まで使用できます。

問 子ども家庭課(内線424・425・501)・各総合支所保健福祉課



協賛店を募集しています

協賛店を随時募集しています。
地域全体で子育て中の家庭を応援してみませんか。
詳しくは、子ども家庭課へお問い合わせください。

障害者社会参加促進事業補助制度のお知らせ

市では、今年度から障害者団体、障害者の支援団体などが行う社会参加促進事業(社会福祉法人などが施設内行事として行うものを除く)に対する補助制度を創設し、障害者などの社会参加促進事業を奨励しています。事業を実施する市内の障害者団体、障害者などの支援団体の申請により、下表の補助対象事業への参加障害者数による算出額(1人当たりの補助単価×参加障害者数)と、補助対象経費の合計額とのいずれか低い額を補助するもので、1事業の上限を5万円としています。

問 障害福祉課(内線387)

土地取引には届出が必要です

一定面積以上の土地の取引を行う場合には、契約締結前には「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく届出が、また契約を締結した日から2週間以内には「国土利用計画法」に基づく届出が必要となります。届出の対象となる区分・面積は下記のとおりです。

問 都市計画課(内線498・499)

公有地の拡大の推進に関する法律

- (イ)都市計画施設などの区域 200㎡以上
- (ロ)上記以外の市街化区域 5,000㎡以上
- (ハ)上記以外の都市計画区域 10,000㎡以上

国土利用計画法

- (イ)市街化区域 2,000㎡以上
- (ロ)市街化区域を除く都市計画区域 5,000㎡以上
- (ハ)都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

補助対象事業	参加障害者等の数	補助対象経費
障害者等スポーツ大会	30人以上	事業の実施に要する賞品代、消耗品費、通信運搬費、貸借料
障害者等レクリエーション大会		
障害者等芸術講座・文化講座	10人以上	事業の実施に要する講師報償金、消耗品費、通信運搬費、貸借料
自立生活トレーニング教室		
障害者IT講習会		
手話教室		
点字教室		

※ 人件費および遊戯費は補助対象外。
※ 各種講座または各種教室にあっては講師による講話または指導を伴うものが対象。